

特記仕様書（当初）

釜石市水道事業所

1. この仕様書は、釜石市水道事業所の発注する、「佐須の沢（3）砂防激甚災害対策特別緊急事業の施工に伴う配水管工事」に適用する。
2. この特記仕様書に記載されていない事項については、釜石市水道工事標準仕様書及び岩手県県土整備部発行「土木工事共通仕様書」によるものとする。
3. 主任技術者又は、現場代理人には2級以上の土木施工管理技士をおき、工事の安全に十分に留意すること。
4. 工事箇所において、歩行者及び地域住民に周知し安全管理を徹底すること。
5. 本設計書において交通誘導警備員Bを14人日計上する。
6. 工期は、令和5年3月24日までとする。
7. その他不明な点があるときは、その都度監督員の指示を受けること。

仕 様 書

釜石市水道事業所

仕 様 書

一般事項

(摘要範囲)

1. この工事標準仕様書（以下仕様書という）は、請負者（以下乙という）が請負により施工する各種工事に適用するものとする。
2. この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定めるものとする。
3. この仕様書の定めと、特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書によるものとする。

(諸法規の適用)

1. 本工事の施工に当たっては、別紙図面、設計書及び請負契約書によるほか、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、土木工事仕様書、特記仕様書に準拠するものである。

(工事管理)

1. 承認された工程表に基づく工事施工の時期、順序並びに工程表の変更等については監督員の承認を得なければならない。
2. 請負者は実施工程表、工事日誌、材料受払い簿の帳簿を備え、監督員の要求により工事日報を提出し、所長簿の点検を受け、又毎月の出来高工程を翌月の2日までに報告しなければならない。
3. 工事施工の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ監督員の承認を得なければならない。又監督員が工程管理あるいは、現場管理上必要と認めたときは、夜間作業を命ずることがある。

(現場管理)

1. 工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対しては、工事施工に伴い支障を及ぼさないように、関係主と協議の上、所要の処置をしなければならない。
2. 工事現場内及びその周辺には、所要の標識、標識灯、防護柵、及び立入禁止の立札等を設備し必要に応じ照明設備を設け、あるいは信号員、見張員を置く等一般公衆及び作業員の安全を確保するための万全の施設をしなければならない。

(品質管理)

1. 請負者は、工事施工中絶えず品質管理を行い、監督員から要求があった場合は、その結果を提出しなければならない。

(工事写真)

1. 請負者は監督員の指示により、工事竣工後外部から明視、測定等ができなくなる箇所、竣工後までに撤去する仮設物、あるいは竣工後までに残存しない維持的物件の施工状況並びに重要な工事階段等の工事状況を撮影し、その都度監督員に提出しなければならない。
2. 工事写真の提出部数は一部とし、大きさは特に監督員が指示する場合のほかは、サービス版とする。
3. 写真は設計図書に基づき構造物の施工状況、出来高、品質管理等工事の進行とともに、その実態が検査時において確認できる様にし、特に水中又は地下に埋設する箇所に重点をおいて撮影するものとする。

(黒板明示)

(官公署及び民間との交渉、協力)

1. 請負者は工事中関係官公署、その他と密接に連絡して充分強調を保つとともに工事現場に関係ある一般民間人に対しても親切を旨として工事の円滑な運営を図らなければならない。
2. 請負者が工事施工のために必要とする関係官公署、その他に対する諸手続きは、工事に支障のないよう遅滞なく処理しなければならない。

(工事検査)

1. 工事の出来高検査にあたっては、請負者又は、現場代理人及び主任技術者は必ず立ち会わなければならない。
2. 請負者は検査方法について異議を申し立てることができない。

(請負者の負担)

1. 請負者は設計図書及び仕様書に明示していない費用であっても、工事施工上、当然必要と認められるものは、これを負担しなければならない。

(材料)

1. 工事中用材料は、設計図書又は、仕様書に品質、規格を明示したもののほか J I S の規格のあるものにあたっては、これに合格するものとし、すべて使用前に監督員の検査に合格したものでなければならない。

(材料試験及び検査)

1. 工事中用主要材料は、必要に応じ材料試験を行い監督員の承認を受けなければならない。
2. 試験又は、検査に合格した材料でも使用時において変質又は、不良品となったものは使用してはならない。

(現場発生品)

1. 工事施工により生じた現場発生品及び残土等は、すべて監督員の指示に従い処理するものとする。

(埋戻し)

1. 掘削土砂の埋め戻しにあたっては、その順序方法等について監督員の指示を受けなければならない。

管布設関係

(布設位置)

1. 管布設の平面位置及び土被りは、設計図に正確に決定し必要に応じて地下埋設物、その他障害物を確認し監督員と協議のうえ布設位置を決定しなければならない。

(掘削工)

1. 機械掘削をする場合は、施工区域全域にわたり地上、地下埋設物に十分に注意をしながら行わなければならない。

(埋戻工)

1. 埋戻は所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら厚さ 20 c m 以下ごとに充分締め固めなければならない。
2. 埋戻に際しては、管、その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動が生じたりしないよう注意して行わなければならない。

(弁類の取り扱い)

1. 弁類の取扱いは台棒、角材などを敷いて直接地面に接してはならない。吊り上げる場合は、台付きを確実にとらえなければならない。

(管据え付け)

1. 管据え付けにあつては、十分内部を清掃し水平器等を使用し中心線及び高低を確定して、移動しないよう胴締めを堅固に行い、管鑄出文字を上向きにして据え付けなければならない。
2. 管据え付けには、管に影響を与えないよう床付面を仕上げ、必要に応じて砂を敷き、又は、枕木を並べる等の処理をしなければならない。
3. 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋で管末端をふさがなければならない。
4. 管接合完了後は、一定区間毎に水圧試験を行うがその圧力強度及び継続時間は監督員が指示する。

(建設業退職金共済証紙購入状況報告書等)

1. 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事契約締結後 1 か月以内に発注者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙不購入理由書を発注者に提出しなければならない。
2. 工事請負金額が 1,000 万円を超える場合、建設労災補償共済制度加入状況報告書を工事契約締結後 5 日以内に発注者に提出しなければならない。